

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ヤマハ発動機株式会社		コード	7272
提出日	2026/2/26	異動(予定)日	2026/3/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に、独立役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	Jin Song Montesano	社外取締役	○																○		有
2	増井 敬二	社外取締役	○																		有
3	Sarah Casanova	社外取締役	○																○		有
4	小野 直樹	社外取締役	○																○	新任	有
5	須永 順子	社外取締役	○																○	新任	有
6	米 正剛	社外監査役	○																△		有
7	氏原 亜由美	社外監査役	○																○		有
8	小林 悦子	社外監査役	○																○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	グローバル企業でコーポレート責任者を歴任するなど、経営全般と人事・広報・渉外・Impact戦略分野に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に助言・監督をいただくため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
2	増井敬二氏は、当社との間で製品の取引があるトヨタ車体株式会社の取締役会長を2025年未付で退任し、2026年1月より「非業務執行者」である取締役会議長に就任しております。直近事業年度における同社の連結売上高に対する当社から同社への支払い、及び同社から当社への支払いは、ともに1%未満です。そのため、当社の「独立役員選定基準」における「3.主要な取引先の関係」には該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断しています。	グローバル企業で代表取締役を歴任するなど経営全般と調達・製造分野に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
3	該当なし	グローバル企業で代表取締役を歴任した経営者としての豊富な経験と、外食産業でのマーケティング及び経営戦略に関する幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
4	小野直樹氏は、当社との間で製品の取引がある三菱マテリアル株式会社において、2025年3月未付で取締役執行役社長を退任し、現在は「非業務執行者」である取締役会議長に就任しております。直近事業年度における同社の連結売上高に対する当社から同社への支払い、及び同社から当社への支払いは、ともに1%未満です。そのため、当社の「独立役員選定基準」における「3.主要な取引先の関係」には該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断しています。	非鉄金属等を中心に多様な素材を取り扱うグローバル企業での取締役社長を歴任し、経営改革に向けた施策を主導した実績に加え、資源・素材およびサステナビリティに対する幅広い見識、経営全般に関する豊富な経験に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
5	該当なし	グローバル企業のトップを歴任するなど半導体業界を中心としたテクノロジー領域に関する豊富な見識と経営全般の豊富な経験に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
6	米正剛氏は当社との間で業務委託契約等の取引がある森・濱田松本法律事務所へ所属しておりますが、2023年12月に退所しております。直近事業年度における同所の連結売上高に対する当社から同所への支払いは1%未満です。そのため、当社の「独立役員選定基準」における「5.その他の利害関係」には該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断しております。	弁護士としての高い専門性並びに事業法人の社外役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、監督助言に際し、社外監査役として当社の適正な監査を担っています。当社の監査機能の一層の強化とガバナンス体制の構築に貢献いただくため、社外監査役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
7	該当なし	公認会計士として国際的な企業の監査業務に携わるなどの会計分野の高い専門性と経験に基づき、当社の監査機能の強化とガバナンス体制の構築に貢献いただくため、社外監査役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
8	該当なし	国際的な金融機関の代表取締役を歴任し、ファイナンスに関する専門的な見識と豊富な経験を有していることに加え、経営者としての実績に基づき、当社の監査機能の一層の強化とガバナンス体制の構築に貢献いただくため、社外監査役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。

4. 補足説明

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に加え、当社独自の「独立役員選定基準」を定めています。

「独立役員選定基準」概要

I. 以下の基準を全て満たす場合、当社に対する独立性を有していると判断する。

1. 当社の従業員および出身者でないこと。
2. 主要な株主でないこと。
3. 主要な取引先の関係でないこと。
4. 「取締役の相互兼任」の関係でないこと。
5. その他、利害関係がないこと。
6. その他、一般株主との間で利益相反が生じないこと。

また、1から5において、その二親等内の親族または同居の親族に該当する者ではないこと。

II. 上記2～5までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、顕見等に照らし、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員として選定されるべき理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

当社の「独立役員選定基準」の全文はこちらでご覧下さい。
<https://global.yamaha-motor.com/jp/ir/governance/pdf/independent.pdf>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性については以下のチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(i、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互兼任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社に寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。